平成２３年（フ）第１５０３号
東京都八王子市裏高尾町552番地６
債務者　黒部　秀明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２６号
東京都あきる野市平沢622番地２
債務者　浦野　公勧
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０２３号
神奈川県藤沢市大鋸1016番地の７　ソシアプラザ102、居所千葉県市川市塩焼１－１－15エスポワールピオＢ102
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０２４号
神奈川県藤沢市大鋸1016番地の７　ソシアプラザ102
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３０号
東京都八王子市打越町628番地７
債務者　市川　勝昭
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１５号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西78番地５、前住所愛知県知立市新池２丁目79番地　コーポラス野村
債務者　市来こと　市來　　純
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
愛知県みよし市三好丘２丁目８番地　三好ケ丘団地１号棟205号、前住所名古屋市中村区塩池町１丁目６番22号　ハイツ小出Ａ棟101号
債務者　田中　稔巳
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６６０５号
東京都中央区入船１丁目６－３－411
債務者　榎本　良則
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６８６号
神奈川県足柄上郡山北町向原322　県営山下テラス住宅５－３
債務者　大泉　明彦
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９３号
東京都福生市牛浜156
債務者　市川　昌史
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４５号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1713－３－301
債務者　阿部　幸村
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６１号
横浜市港北区大豆戸町223番地
債務者　中尾　節夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６８号
静岡市葵区春日３丁目１番７－402号
債務者　加藤　春美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０５号
北海道帯広市西10条北７丁目13番地２　チェリー107－103号室
債務者　成瀬　雅寿（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６６６７号
東京都東久留米市浅間町２丁目９－10
債務者　永山　明子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部